

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【公表番号】特表2015-505553(P2015-505553A)

【公表日】平成27年2月23日(2015.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-012

【出願番号】特願2014-555212(P2014-555212)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/407	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/407	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	21/00	
A 6 1 P	19/04	
A 6 1 P	25/04	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	19/02	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年2月5日(2016.2.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0036

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0036】

好ましい実施形態において、本発明による医薬剤形は、経口投与に適合されている。本発明による医薬剤形の投与の好適な他の経路には、腔および直腸投与が含まれるがこれらに限定はされない。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0050

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0050】

結晶性製剤からの薬理学的に活性な化合物の溶出速度は、例えば薬理学的に活性な化合物の約2～5μmの粒度への慣用の微粉化による、粒度の減少(それによって溶出のための表面積が増加する)により增加することができる。時として、これでは十分ではなく、ナノ結晶技術が適用される。ナノ結晶は100～250nmの粒度を示し、これはボールミル粉碎により、または高密度ガス技術により得ることができる。